

会 議 録

名 称	令和6年度第1回目黒区男女平等・共同参画審議会
日 時	令和6年6月7日（金） 午後1時30分～午後3時30分
会 場	目黒区総合庁舎4階政策会議室
出 席 者	（委員）岩田、神尾、小出、小林、田中、岡、片渕、久保、中島、駒崎、竹内、吉岡 （男女平等・共同参画オンブズ）市川、津野 （区側）区長、総務部長、人権政策課長、事務局
傍 聴 者	なし
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・目黒区男女平等・共同参画審議会委員名簿（令和6年6月1日現在） ・目黒区男女平等・共同参画審議会運営要綱 ・令和6年度 目黒区男女平等・共同参画審議会 予定表（案） ・目黒区男女平等・共同参画センター事業記録（令和5年度版） ・目黒区男女平等・共同参画オンブズ年次報告（令和5年度） ・であいきらり第75号
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 区長挨拶 3 出席者紹介及び役員選出 4 諮問 5 審議会運営について 6 情報連絡会（審議会・オンブズ・区の情報交換） 7 その他 8 閉会
会議の結果及び主要な発言	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 <ul style="list-style-type: none"> ・定足数、傍聴者の確認 ・資料確認 2 区長挨拶 3 出席者紹介及び役員選出 <ol style="list-style-type: none"> (1) 委員自己紹介 出席委員が自己紹介した。 (2) 区出席者紹介 人権政策課長が区長を除く区側出席者を紹介した。 (3) 会長選出 互選により神尾委員が会長に選出された。 (4) 副会長選出 互選により小出委員が副会長に選出された。

4 諮問

諮問「目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画の進捗状況の評価について」を区長が諮問した。

5 審議会運営について

(1) 所掌事項等について

審議会の所掌事項等について、条例及び要綱を基に人権政策課長が説明した。

(2) 今年度の予定について

本日の諮問に基づき令和5年度分の事業評価を行うことを人権政策課長が説明した。

(3) 小委員会の設置について

会長が小委員会の設置と、小委員会で答申書案を作成した後、審議会で答申内容を検討すること、小委員会に関する次の事項について併せて提案した。

小委員会の名称：事業評価小委員会

付託事項：推進計画の進捗状況の評価

付託期間：令和6年9月末日まで

また、事業評価小委員会の委員として、会長が神尾委員、小出委員、田中委員、久保委員を指名した。

～ 休憩 ～

6 情報連絡会（審議会・オンブーズ・区の情報交換）

(1) オンブーズ自己紹介

男女平等・共同参画オンブーズの二人が自己紹介した。

(2) 令和5年度 男女平等・共同参画審議会年次報告（審議会から）

- ・令和5年度は令和4年に改定された現行計画の1年目の事業評価を実施した。
- ・推進計画は概ね前期計画を踏襲しているが、一部の項目の追加や変更があり、新しい要素もあった。
- ・評価内容では大項目3と4の総評が一つずつ下がったところが今回の特徴である。区の事業は着実に進められているが、新たな計画期間に入ったことを踏まえて指標が改善していないことを厳しく評価したものである。
- ・区が実施する「計画に基づく事業実施→事業評価・提言→評価報告・公表→事業改善」というPDCAの取組に評価や提言という形で審議会が関わっている。

(3) 令和5年度 男女平等・共同参画オンブーズ年次報告（オンブーズから）

- ・令和5年度は申出が1件あった。
- ・申出内容は拠点施設としての男女平等・共同参画センターを新たな目黒区民センターに移転することについて、目黒区民センター内でも専用の設備と内実を伴った男女平等・共同参画センターの整備を求めるものだ

った。

- ・目黒区民センター移転後に区民センター内の他の機能と交流談話コーナー等を共有することは男女平等・共同参画や性の多様性の尊重を阻害する事項には該当しないとの判断から調査は行わないこととした。
- ・これまでは数年にわたり申出実績がない状況であり、昨年度にオンブーズが活用されたことはこれまで周知に努めてきた経緯を踏まえると制度の意義を確認できたと言えるのではないか。

(4) 令和5年度の関連施策の取組状況等（人権政策課から）

- ・令和4年に推進計画を改定後、初年度の取組に関連する事業実績と区民意識を調査し、審議会による評価の答申も含めて年次報告として取りまとめて公表した。
- ・区民意識調査は推進計画の改定を反映する形で令和5年度実施調査から設問の一部を見直し、回答方法を原則としてインターネットにして実施した。
- ・男女平等・共同参画センターで実施している各種相談事業について、令和4年度から本格実施したLGBT相談の相談件数が増加している。
- ・男女平等・共同参画センターだよりの「であいきらり」ではメディア・リテラシーについて特集し、本審議会の田中委員に原稿を執筆していただいた。
- ・令和6年度はデートDV防止出張講座を区立中学校2校で実施予定。
- ・令和7年4月から中目黒スクエアの改修工事を実施するため、令和7年度の男女平等・共同参画センター事業は総合庁舎内で実施予定（改修工事中は資料室や会議室の運営を休止）。

(5) 意見交換

【デートDV防止講座について】

(委員) デートDV防止講座が毎年2校ずつ行われると受講しないまま卒業する子がいるが、回数を増やすことについて検討しているか。

(区側) ここ数年は感染症対策の観点から小冊子を作成して配布していた。今回は対面での啓発を再開するものであり、まずは2校での実施を考えている。ご意見を踏まえて冊子の配布を含めて検討していきたい。

【オンブーズ年次報告について】

(委員) オンブーズ年次報告に記載された昨年度の申出内容について、少し簡素過ぎるのでもう少し詳しく記載した方がよいのではないか。現在の内容だと申出の経緯がよく分からない。

(区側) 今回は申出の内容とその対応を一つの項目にまとめて記載したが、次回以降は申出の内容や対応結果がもう少し分かりやすい記載方法を検討したい。

(委員) 守秘義務の問題があるので、どこまで開示するかは慎重に検討する必要がある。

(委員) 申出者は公の制度に申出をしているのであるから公開されたくないとは思っていないのではないか。

(オンブーズ) 現状では申出内容について公開してよいかどうかを申出時に確認していない。今後は申出者に確認するのがよいと思われる。

(委員) 公開するかどうかはあらかじめ決まっていた方が制度にアクセスしやすいのではないかと。

(オンブズ) 公開することが利用する際のハードルになってしまう恐れがあるため、個別に確認するようにした方がよいのではないかと。年次報告で申出の中身が伝わりにくいという点についてはどのようなことができるかと検討したい。

【オンブズや相談事業などへのアクセスについて】

(委員) オンブズに申出可能なものは私人間の問題と行政の施策に対して意見を述べるものの二つあり、私人間は基本的には守秘義務の対象である。行政の施策に対する意見は申出者の了解を得て公開した方がよい。現在は申出書が私人間を意識した構成になっているように見えるので、区の施策に対して意見を述べる場合にも対応しやすい書式を用意すべきではないかと。

(オンブズ) 条例上は申出の範囲として三つの事項が規定されており、区の施策に対するものはその最初の第1項に規定されている。区の施策に対しても申出しやすいような申出書を用意することは利用のしやすさにつながることであり、検討するべきものと考えます。

(委員) 教育施策では区が動画を用意し、各学校を通じて保護者にも情報提供されて意見や希望などを述べられるようになっているものがある。男女平等についても若い人が見ても分かりやすい動画などで現状や施策を公表し、見た人がフォームなどを通じて意見を送信できるようにすることでより多くの意見が届いたり啓発効果を得られたりするのではないかと。

(区側) 現在は多くの方が様々なメディアを通じて情報を得ているものと認識している。区も動画を活用した事業を実施しているが、ご意見をどのように反映できるかは今後検討したい。

(委員) 現在の大学生はSNSのみで情報を得るという人も増えている。この場合は区から情報を発信していく必要があるため、例えばインスタグラムを利用して動画だけでなく文字でも伝えたり、キャッチーなコンテンツにすることが重要になってくる。世代により反応するメディアも異なるため、そのようなことも研究していくことが大事になる。

(委員) オンブズを必要としていてもアクセスできていない人がいるのではないかと。各種相談事業については若年層があまりアクセスできていない印象である。原因としては相談方法などの理由でアクセスできていないことや、相談先として行政を選ばない人がいることが考えられる。全ての年齢層がアクセスしやすい相談事業を意識して取組を進めていくとよい。

(委員) 行政は身近な場所にはあるが、相談相手として利用するには心理的なハードルもある。情報公開を通じてそのようなハードルを低くしていければ利用は更に増えるのではないかと。

(委員) オンブズ制度の概要や利用方法についての情報はどこで得られるのか。

(区側) 紙ベースのチラシを男女平等・共同参画センターや総合庁舎で配布している。区のウェブサイトでもオンブズ制度に関するコンテンツを公開

しており、申出書のデータはダウンロードが可能である。区のSNSアカウントを通じた情報発信もしている。

(オンブーズ) 周知については今年2月にオンブーズの講演会・特別相談会を実施した。テーマはハラスメントであり、オンブーズが講演を行い、事業者や一般の方から相談を受けられる時間を設けて実際に複数の参加者の相談に応じる取組を行った。

(区側) 今年3月に発行した男女平等・共同参画センターだより「であいきらり」でもオンブーズ制度の紹介をした。引き続き機会を捉えて周知に努めたい。

(委員) 広報誌は細かく情報発信するツールとしてはなじみにくく、時期を捉えて発信できるツールを持つ必要がある。より良いタイミングで発信することも研究してほしい。また、区民側からも区に意見を発信できて双方向のコミュニケーションができると施策がよりよいものになり、区民への浸透も深まるのではないかと。

(委員) 教育部局や人権部門などの垣根を越えて取組方法を考えるとよい。

(委員) 今の若年層はお金を使うことに意外と敏感だが、税金がどのように使われているかについてはあまり関心を持っていない印象である。税金を支払っているのだからこのようなサービスが受けられるというアピールがもっとあってもよい。

(委員) 男女平等・共同参画センターでは色々な相談事業を実施しているが、相談してどの程度解決できるものなのだろうか。

(区側) 純粹に話をしたいとか話を聞いてもらいたいという相談も多くあると認識している。もっと専門的で救済を求めるような相談はこれらの相談事業で解決するのは難しく、別の相談機関などを案内する対応になる。

(オンブーズ) 女性向けの法律相談は土曜日に男女平等・共同参画センターで実施されており、相続や離婚など、相談者が抱えている問題についてアドバイスをするものになっている。中長期的な視点で問題の解決を考える場合は継続的な相談をしないと解決するのは難しいかもしれないが、この場合でも現時点でどのようにするのがよいかという道筋についての案内ができるものになっている。

(委員) オンブーズの認知率は令和5年度区民意識調査結果では5.8%だったので共有したい。今後は広報施策について区の広報課がどのような課題感を持って取り組んでいるかがある程度分かると答申内容の検討が進めやすい。区報が全戸配布になるなど区の広報施策も変化している。

【情報提供の方法について】

(委員) 「であいきらり」の文章表記について、表紙は横書きだが、記事はほぼ縦書きで構成されている。現在はSNSなども含めて横書きが主流になっている。このような表記の仕方も意識して届けたい人に届きやすいような工夫をすると若い世代への情報の浸透も改善するのではないかと。

(委員) アクセスの問題について、スマートフォンで男女平等と苦情処理について検索しても目黒区のオンブーズにはなかなかたどり着けない。今の子ども達は何か問題があると思うよりも先に検索する。検索してもすぐにたどり着けないのであれば、一般的には何かを変える工夫をする必

要があるということである。

(委員) DVや女性に対する暴力に関連する内容について相談先などを周知するのに名刺サイズのカードを女性用トイレなどに配置している取組を見掛ける。総合庁舎内のトイレに配置しておくことは有効だと考えられる。ソーシャルメディアの重要性は既に話が出ているところだが、データ流出などの問題点もあり、提供する側には定期的に情報を更新するのに必要なスタッフの問題もある。

(区側) トイレへの設置など、可能な取組はしているところだが、更に情報を受け取りやすい方法について色々と模索している。

【区の法律相談について】

(委員) 以前に区の法律相談を利用したことがあるが、同じ相談内容について複数回相談することはできないような制約があり、相談は1回で終了した。一度相談した後の状況について相談したいときに2回目の相談ができないと結局自分で解決しなければならない状況になってしまう。

(区側) 区民の声課で実施している法律相談のことと思われるが、法律相談の利用希望は多く、限られた時間の中で対応せざるを得ないため、相談内容を整理してから相談を利用するとよりよいアドバイスを受けられると聞いている。その後の具体的な相談は個別に弁護士に依頼して相談するのが基本的な流れである。

(委員) 区の法律相談のように決められた短い時間の中で行う法律相談はその時間内で解決するものではなく、権利を侵害されている案件について本格的な法律相談を受けるよう案内するという位置付けのものである。区の法律相談でも弁護士会の相談窓口の紹介は可能である。

(委員) 法律相談の利用案内には一つのテーマで複数回相談することができないと記載されていたので、相談は1回限りでもう利用できないと感じてしまった。

(委員) 2回目の相談が必要ということは事件が解決しておらず、30分の無料相談を繰り返すだけで解決することは難しい。

(区側) 男女平等・共同参画センターで実施している女性のための法律相談でも相談内容がはっきり固まっていない場合はまず「こころの悩みなんでも相談」に相談することを勧めている。

7 その他

○次回審議会の開催予定

令和6年8月下旬頃開催予定（開催日時は別途日程調整）

8 閉会

以 上